

2022年10月7日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号:8316 東証プライム)  
株式会社三井住友銀行

金融庁による報告徴求命令について

本年9月28日、証券取引等監視委員会から、SMBC日興証券株式会社(代表取締役社長(CEO):近藤 雄一郎、以下「SMBC日興」)を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分をSMBC日興に行うよう勧告がなされておりました。本日、SMBC日興の役職員が株式会社三井住友銀行(頭取 CEO:高島 誠、以下「三井住友銀行」)から非公開情報を受領した行為(以下「本事案」)について、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループ CEO:太田 純、以下「SMFG」)及び三井住友銀行は、夫々、金融商品取引法第56条の2第2項及び銀行法第52条の31第1項、銀行法第24条第1項に基づく報告書の提出を金融庁より求められました。

斯様な事態に至ったことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

SMFG 及び三井住友銀行といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

【金融庁による報告徴求命令の内容】

1. SMFG(金融商品取引法第56条の2第2項、銀行法第52条の31第1項)

- (1) 本事案を踏まえた、金融商品取引業者の特定主要株主及び銀行持株会社としての発生原因の分析(背景となる真因の分析を含む。)、及び当該分析を踏まえた問題認識
- (2) 上記を踏まえた、グループとしての再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策(改善対応策の実施計画と実施状況等を含む。)
  - ・経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
  - ・顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成
- (3)(2)について、進捗状況を四半期末経過後15日以内を期限として当面の間、書面で報告

2. 三井住友銀行(銀行法第24条第1項)

- (1) 本事案の事実関係と発生原因の分析(背景となる真因の分析を含む。)、並びに当該分析を踏まえた問題認識
- (2) 類似事案の調査、並びに調査手法及び範囲等の妥当性の検証(継続中又は実施を検討している場合は、実施計画及び進捗状況を含む。)
- (3) 上記を踏まえた、再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策(改善対応策の実施計画と実施状況等を含む。)
  - ・経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
  - ・顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成
- (4)(2)(継続中又は実施を検討している場合に限る。)及び(3)について、進捗状況を四半期末経過後15日以内を期限として当面の間、書面で報告